

◎新潟県告示第864号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和4年7月29日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 変更に係わる都市計画の種類及び名称
種類 加茂都市計画地区計画（加茂市決定）
名称 寿町・番田・旭町地区地区計画
後須田地区地区計画
後須田第4地区地区計画
千刈地区地区計画
柳町・大郷町・高須町・芝野地区地区計画
樋下・日溝地区地区計画
神明町・上条・八幡地区地区計画
新栄町地区地区計画
石川2丁目・幸町2丁目・新栄町地区地区計画
- 2 縦覧の場所
新潟県土木部都市局都市政策課